

○草加市立病院運営審議会条例

昭和56年7月3日

条例第13号

改正 平成元年3月30日条例第16号

平成5年3月30日条例第12号

平成11年12月22日条例第27号

平成14年12月20日条例第47号

平成15年9月22日条例第23号

(設置)

第1条 病院事業管理者の諮問に応じ、草加市立病院の運営等に関し必要な事項を調査審議するため、草加市立病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平11条例27・旧第2条繰上、平14条例47・一部改正）

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 地域医師会等を代表する者
- (2) 知識経験者
- (3) 市民の代表者

（平5条例12・全改、平11条例27・旧第3条繰上・一部改正、平14条例47・平15条例23・一部改正）

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平11条例27・旧第4条繰上）

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会の会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平11条例27・旧第5条繰上）

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(平11条例27・旧第6条繰上・一部改正)

(関係者の出席)

第6条 審議会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平11条例27・旧第7条繰上)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例27・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第16号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第12号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱され、又は任命される委員から適用する。

(1)から(18)まで 略

(19) 第38条の規定による改正後の草加市立病院運営審議会条例の規定

附 則 (平成14年条例第47号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、任期満了によりこの条例の施行の日以後に委嘱される委員から適用する。